

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法	法令番号	昭和53年法律第36号
手続名	創立総会の議決、選挙及び当選の取消し	根拠条項	第115条第2項（第115条第1項準用）
処分基準	<p>第115条第2項において準用する同条第1項の規定による創立総会の議決等の取消しについては、同項において準用する同条第1項の規定のとおりとする。</p>		
	<p>① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関 生産者支援課</p>	<p>交付機関 生産者支援課</p>
対応区分	<p>目次 No.</p>	<p>35-2</p>	